

寝屋川市信用保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市が実施する小規模企業融資制度に基づく融資を受けた小規模企業者に対して、当該融資に係る信用保証料(以下「信用保証料」という。)について信用保証料補給金(以下「補給金」という。)を交付することにより小規模企業者の負担を軽減し、もって小規模企業の振興に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者は、寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん要綱(平成19年10月1日制定)に基づく融資を受けた小規模企業者で、当該融資資金を融資取扱金融機関(以下「金融機関」という。)との約定により返済し始めた者とする。

(交付額)

第3条 補給金の交付額は、信用保証料の全額に相当する額とする。

(交付申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者は、寝屋川市信用保証料補給金交付申請書に、金融機関が発行する当該融資に係る信用保証料払込証明書を添付して、市長に提出するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 前条の規定による申請の期限は、金融機関への当該融資金の第1回目の約定返済期日の翌日から起算して1か月以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、補給金の交付の申請があった場合は、その内容を調査し、適当であると認めたときは、補給金の交付の決定をし、その内容を信用保証料補給金交付決定通知書により第4条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、寝屋川市信用保証料補給金請求書を市長に提出するものとする。

(補給金の支払方法)

第 8 条 補給金は、前条の規定による請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号に該当するときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 大阪信用保証協会から補給金に係る信用保証料の還付を受けたとき。
- (2) 不正な方法により補給金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 補給金の交付を受けることが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(委任等)

第 10 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市信用保証料補給金交付要綱の規定は、この

要綱の施行の日以後になされる申請に係る補給金の取扱いについて適用し、同日前になされた申請に係る補給金の取扱いについては、なお従前の例による。